

中期目標・中期計画(素案)

京都教育大学

平成21年6月30日

| 中 期 目 標 | 中 期 計 画 |
|--|-------------------------------------|
| <p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>京都教育大学は教員養成を主たる役割とする単科大学として、学芸についての深い研究と指導とをなし、教養高き人としての知識、情操、態度を養うとともに、教育専門職に必要な資質、能力を有する人材の養成を行うことを社会的使命とする。また時代・社会の動向を視野に入れつつ、教育研究活動を通じて教育に関する諸問題の解決に的確に貢献できるよう努める。こうした大学としての理念を踏まえ特に以下の事項について重点的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育学部、教育学研究科・連合教職実践研究科の6年間を見通した教育を行い、教育に関する深い理解を培うとともに、現代的な教育課題に対応できる資質能力を備えた実践的指導力を有する教員の養成に努める。 ○ 市民としての社会的責任を自覚し、教職に就く者にふさわしい、ひとときわ高い倫理観及び人権尊重の意識を有した人材を養成する。 ○ 学芸について知を生み出す基礎研究、その成果を教育に活かす応用研究、さらに教育の場につなげる実践研究などの学術研究を推進することに努める。 ○ 京都教育大学としての個性と特色を明確にするとともに、大学の役割を全うするために、学部・大学院、附属学校、附属センターの運営体制を強化することに努める。 ○ 京都府・京都市教育委員会等との連携を深め、地域の教育の発展に向けた活動に取り組む。また大学の特色を生かした社会貢献活動、国際交流活動を活発化させる。 ○ 教育大学としての実績を踏まえつつ、教育研究基盤の一層の充実を図る観点から、他大学との連携協力やその体制のあり方について、関係大学と検討を行う。 | |
| <p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、大学院を置く。</p> | |
| I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 | I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 |

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

[学士課程]

【1】教育学部は、高い倫理観と人権意識の基盤の上に、教養高き人としての知識、情操、態度を育成し、学校教育、社会教育、生涯学習等の広い教育分野で地域社会に貢献できる人材を養成することを旨とする。

[大学院修士課程]

【2】大学院教育学研究科は、学士課程における教育あるいは教職経験の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、教育関係諸科学の研究を深めることにより、教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教育者を養成することを目的とする。

[大学院専門職学位課程]

【3】大学院連合教職実践研究科は、学士課程における教員養成教育と現職教員の教職経験の上に、教育の理論と教職実践を深く追究させることにより、教職に関する高度専門的な知識と実践的指導力を統合的に有する教員の養成を目的とする。

[学士課程]

【4-1】教育学部においては、強い教員志望と教育者としての適性、資質、情熱をもつ人材を得ることを基本方針とし、現代社会のニーズに適切に対応しうる入学者選抜を行う。

[大学院修士課程]

【4-2】大学院教育学研究科の入学者選抜は、教育に関する高度な専門性と教育実践力を修得しようとする意欲と資質、能力を有する人材、及び学校教育に関する高度な実践的能力の修得を目指す現職教員を受入れることを基本方針とする。

[大学院専門職学位課程]

【4-3】大学院連合教職実践研究科の入学者選抜は、教職への深い理解と優れた資質をもち、これからの学校づくりの一員として活躍し得る者を、とくに現職教員については、実践的な指導力や授業を展開する力を身につけ、責任感と使命感をもち、教育の場で中核を担い得る者を受け入れることを基本方針とする。

【5】高い倫理観と人権意識の基盤の上に、幅広い見識及び総合的な判断力とともに、高度な専門性を備えた人材を養成するための体系的な教育課程のより一層の充実を図る。

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】教育学部は、高い倫理観と人権意識の基盤の上に、広い教養・学識及び高度な教育実践力を形成することにより、21世紀を迎えてますます多くの課題をかかえている学校教育をはじめとして、社会教育、生涯学習等の教育分野で地域社会に貢献できる人材を養成する。

なお、社会情勢の変化等に適切に対応するための見直しを適宜行う。

【2】教育学研究科は、高度な教育の専門性の修得と教育実践に関わることを通じて実践的教育能力を向上をさせるとともに、学校教育において指導的立場に立ちうる人材を養成する。

【3】連合教職実践研究科は、複雑多様な教育課題に対応できる専門的理論をもち、それらを活用・実践する力を備えた、高度専門職業人としての教員を育成する。なかでも現職教員の入学者については、より高度な実践力と応用力、スクーラーリーダーとしての指導力を養う。

【4-1-1】入学者選抜の基本方針を学外に積極的に周知・公表するとともに、入学者選抜の基本方針に照らして、多様な入学者選抜を行う。

【4-1-2】入学者の履修状況及び卒業後の進路状況等の追跡調査の結果等をもとに、選抜方法の改善を進める。[学士課程]

【4-2】入学者選抜の基本方針を学外に積極的に周知・公表するとともに、入学者選抜の基本方針に照らして、多様な入学者選抜を行う。

【4-3】入学者選抜の基本方針を学外に積極的に周知・公表するとともに、入学者選抜の基本方針に照らして、多様な入学者選抜を行う。

【5-1】学士課程の全ての学生に対し、教師として持つべき高い倫理観、自他の人権を尊重する意識や態度を養成する。

【5-2】学士課程の全ての学生に共通して求められる諸能力を育成をするため共

| | |
|--|--|
| | <p>通教育科目、教育課題対応科目を置くとともに、専門教育への導入としての基礎的な専門科目を置く。そして、これらの基礎的な教育の上に各専攻の専門的な教育を配置した教育課程の必要な見直しを行う。</p> <p>【5-3】大学間、大学コンソーシアム京都において、教育課程を相互に補完するため単位互換制度を活用する。</p> <p>【5-4】教育課程の体系的編成に関する改善を行う。特に教育学研究科では高度な実践的指導力の育成、連合教職実践研究科では実践的な研究能力の養成のための教育課程を充実させるとともに、教育内容、教育指導体制、多様な授業開講形態等の見直しを行う。</p> <p>【5-5】大阪教育大学及び奈良教育大学との連携を推進し、教養教育等大学教育を充実する。また、他大学等との教員養成に関する情報交換を進め、教育内容・方法の改善に積極的に取り組む。</p> |
| <p>【6】教育の理論と実践に関する優れた能力を育成するための学部・大学院を見通した体系的な教育課程を編成する。</p> | <p>【6】学校教育に対する深い理解と教育実践力を備えた教員を養成するために学部・大学院6年間を見通した、教育課程及び推進体制の計画を立案する。</p> |
| <p>【7】教育効果を高めるため、教育目的や学修の意義等を学生に明確に周知するとともに、授業内容・方法の充実と改善を積極的に推進し、また学生指導体制の充実と研究活動の積極的支援を図る。</p> | <p>【7-1】学科等での指導体制を充実させて教育内容や学修の目的・意義等を学生に明確に周知するとともに、授業形態や授業内容・方法の改善を促進する。</p> <p>【7-2】公立学校等と連携し、実践的指導力の育成を目指した授業内容・方法の改善を進める。</p> <p>【7-3】附属の各センターにおいては、再編も視野に入れた見直しを行うとともに、センター設置の目的に沿ってその活動内容を充実させる。</p> |
| <p>【8】授業の到達目標や成績評価方法、成績評価基準等を明確に示すことにより、学生の学修への積極的な取組を促進する。</p> | <p>【8】全ての授業科目において授業の到達目標や成績評価方法をシラバス等により明示するとともに、厳正な成績評価を全学的に実施する。また成績評価における多様な評価方法の導入を促進する。</p> |
| <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>【9】全学的な連携の下に、教育の質の向上と改善のための組織的な取組を積極的に進める。</p> | <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【9-1】教育内容に関する組織的な検討と改善を積極的に進める。</p> <p>【9-2】授業改善のための学生による授業評価を実施し、授業改善を行う。</p> <p>【9-3】教員の教育業績を含めた評価にもとづく教育研究活性化経費の配分を行う。</p> |
| <p>【10】教育や自主的学習の充実のために必要な施設・設備、情報機器や情報ネットワーク等の整備に努め、その積極的な活用を図る。</p> | <p>【10】授業及び自主的学習に必要な施設・設備を充実し活用する。また、情報機器や情報ネットワーク等の整備・拡充を進め、情報教育の推進に積極的に取り組む。</p> |
| <p>(3) 学生への支援に関する目標</p> <p>【11】学生が自主的・主体的に勉学に取り組むことができるようにするために学習支援体制の充実に努める。</p> | <p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>【11】修学上・生活上の問題についての相談体制を充実するとともに、学習に必要な情報を積極的に提供する。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>【12】 大学生活に対する学生の多様なニーズを把握し、支援体制を充実する。</p> | <p>【12-1】 生活指導・就職のためのキャリア支援等、学生の多様なニーズに対する支援体制を充実する。また、ハラスメント等の学生の人権に関わる問題についての相談・対応の体制を充実するとともに、自他の人権に関する啓発活動を学生に対して積極的に推進する。</p> <p>【12-2】 大阪教育大学及び奈良教育大学との連携を推進し、学生主体のセミナーや教員就職対策を充実する。</p> |
| <p>2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 【13】 大学の教育目的を達成し、我が国の学校教育に資する水準を向上させるため、学芸についての基礎研究のみならず、その成果を教育に活かす応用研究、さらに教育の場につなげる実践研究に十分な重点を置いて教育に関わる総合的な学術研究を推進する。</p> | <p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 【13-1】 学芸についての基礎研究、その成果を教育に活かす応用研究、さらに教育の場につなげる実践研究などの学術研究を推進する。 【13-2】 学部・研究科・センター・附属学校が連携し、学校教育における教育内容・方法等の開発研究を推進する。 【13-3】 大学は、京都府・京都市等の教育委員会や地域の諸教育機関と連携協力し、研究プロジェクト等を推進する。</p> |
| <p>【14】 研究活動の成果を広く社会に公表するとともに、積極的に教育界をはじめとして社会に還元する。</p> | <p>【14-1】 大学の研究成果・研究内容について WEB 等を用いて、多様な形態で公表する。 【14-2】 教育に関する研究成果をプロジェクトや学校における実践等を通して社会に還元する。</p> |
| <p>(2) 研究実施体制等に関する目標 【15】 大学の目的に沿った研究を発展させるため、プロジェクト経費の措置や、研究条件の改善等を進める。</p> | <p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置 【15-1】 学校教育等に関する研究を推進するため、学内公募による研究プロジェクトや教育研究活性化経費等を活用する。 【15-2】 研究の質の向上のため、研究時間や研究費の確保のために、適切な支援を進める。 【15-3】 教員の適切な配置を行い、研究活動を効果的にすすめる。</p> |
| <p>【16】 大学教員と附属学校教員との研究協力体制の強化を図る。</p> | <p>【16】 大学教員と附属学校教員でつくる教育研究交流会議の活動を活性化し、連携協力の下に共同研究を進める。</p> |
| <p>【17】 効果的な研究環境の整備に努める。</p> | <p>【17-1】 研究空間の狭隘化などに対処するため、研究室の確保や共通スペースの有効活用を進める。 【17-2】 附属図書館は、施設の整備を視野に入れ、蔵書データベースの拡充等により、機能の充実を進める。また、全学の情報システムの整備と活用を一層推進する。</p> |
| <p>3 その他の目標 (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標 【18】 教育委員会との連携を深め、現職教員の研修や学校現場での</p> | <p>3 その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置 【18-1】 京都府・京都市等の教育委員会と連携して、現職教員の研修・研究活動を</p> |

| | |
|---|--|
| <p>課題への取組を組織的に支援するとともに、教員養成教育を他大学学生へも提供する。</p> | <p>組織的に支援するために、教員養成プログラムや教員研修プログラムの開発を進め、多様な研修の機会を提供する。 【18-2】 教育委員会等と協力してシンポジウムやフォーラムを開催するとともに、現代的な教育課題を解決するためのプロジェクト研究を行い、研究成果を社会に公開する。 【18-3】 地域の学校の支援を進め、教員養成系大学としての高大連携の望ましい在り方を追求し、高等学校との連携事業を積極的に推進する。</p> |
| <p>【19】 大学の研究成果や人材を、地域に活用するため生涯学習等の取組や各種支援活動を積極的に推進する。</p> | <p>【19】 大学の有する人材や資源を地域の諸教育機関が活用できるよう、大学とそれら機関との連携や調整を行い、教育サービスを提供する。</p> |
| <p>(2) 国際化に関する目標 【20】 国際化社会に対応し、外国人研究者・留学生の積極的な受入れと、学生・教員の海外派遣を進めるとともに、国際共同研究を支援・推進する。</p> | <p>(2) 国際化に関する目標を達成するための措置 【20-1】 外国人研究者・留学生を対象とした研究・学習支援や生活支援等の受入れ体制を充実する。 【20-2】 動機が強く優秀な学生の海外派遣のための奨学制度を活用し、海外の提携校との交流を深める。 【20-3】 国際共同研究を支援・推進するための制度を充実する。特に、アジア諸国との間で教育分野における国際協力を積極的に推進する。</p> |
| <p>(3) 附属学校に関する目標 【21】 附属学校の幼児、児童、生徒に対する教育の機能を向上させる。</p> | <p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置 【21】 附属学校の教育の機能を向上させるための制度を充実する。</p> |
| <p>【22】 各附属学校は、その特色を活かし、現代的教育課題に関する教育・研究活動を積極的に推進しつつ、大学教員組織と附属学校間及び各附属学校相互の連携をさらに密接にして、大学全体としての教育・研究体制を強化する。</p> | <p>【22-1】 附属学校部の組織を強化し、附属学校の教育・研究への支援を充実する。 【22-2】 教育研究交流会議の活動を活性化するとともに、各附属学校が取り組む特色ある実践的研究を推進し充実する。</p> |
| <p>【23】 附属学校における教育実習を充実させるため、機能的な実施体制を構築する。</p> | <p>【23】 附属学校の特色を生かした教育実習を実施し、点検・評価に基づく改善を行う。</p> |
| <p>【24】 京都府・京都市教育委員会等との連携のもとに地域の教育に一層貢献する。</p> | <p>【24-1】 京都府・京都市教育委員会との人事交流を積極的に行うとともに、公立学校教員等の研修に貢献する。 【24-2】 各附属学校における研究を通して、地域の教育に貢献する。</p> |
| <p>【25】 附属学校の設置目的を踏まえ、附属学校としての在り方を点検し、改善に努める。</p> | <p>【25】 定期的な自己点検・評価を行うとともに、効果的な学校評価の方法を確立して学校運営の改善に取り組む</p> |
| <p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 組織運営の改善に関する目標</p> | <p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> |

| | |
|---|---|
| <p>【26】全学的な視点に立った機動的な大学運営が遂行できるよう運営体制を充実し、学内資源の効果的・重点的な配分を行う。</p> | <p>【26-1】円滑・効果的な大学運営を行うため、学内運営組織等の在り方を見直す。 【26-2】大学の特色を生かした教育研究等への重点投資を点検評価に基づき行う。</p> |
| <p>【27】教育研究組織を効果的・弾力的に運用できる体制を充実する。</p> | <p>【27】学問の進展と社会のニーズに応え得る教育・研究分野を発展させることを視野に入れた教育研究組織の整備を行う。</p> |
| <p>【28】大学の目的を達成するため教職員の人事体制を充実する。</p> | <p>【28-1】教職員の人事については、全学的・長期的視点から、人員管理を行う。また、採用にあたっては、女性、若手等の比率を考慮した教職員構成を目指す。 【28-2】学校教育等多様な経歴を持つ教員の採用を促進する。 【28-3】事務系職員の専門性等を向上させるための研修を実施する。</p> |
| <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標 【29】円滑な大学運営に向けた事務処理・事務組織の見直しを進める。</p> | <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 【29】事務組織の業務に関する自己点検・評価を行い、業務の効率化・合理化や事務組織の見直し・改善等に反映させる。</p> |
| <p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 【30】外部研究資金その他の自己収入の確保及び増額に努める。</p> | <p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 【30】科学研究費補助金等の外部資金獲得等、自己収入の増額に向けた全学的な支援や取組を強化する。</p> |
| <p>2 経費の抑制に関する目標 (1) 人件費の削減 【31】「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> | <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (1) 人件費の削減 【31】「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> |
| <p>(2) 人件費以外の経費の削減 【32】管理的経費等の抑制に努める。</p> | <p>(2) 人件費以外の経費の削減 【32】管理的経費等を抑制するため、省エネルギー対策の実施や事務の効率化・合理化を進める。</p> |
| <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 【33】全学的かつ経営的視点に立って大学が保有する資産の効率的・効果的な運用に努める。</p> | <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 【33】施設設備等を効率的・効果的に運用する。</p> |
| <p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> | <p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するために</p> |

| | |
|--|--|
| <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>【34】 自己点検・評価体制を充実し、大学運営の改善に活用する。</p> | <p>とるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>【34-1】 各委員会・部局等における定期的な自己点検・評価の方法を改善し、平成25年度までに効率的な評価システムを構築する。</p> <p>【34-2】 認証評価機関の評価結果を、教育内容や研究活動に反映する。</p> |
| <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>【35】 大学の教育・研究及び組織・運営等に関する情報を学外に積極的に提供する。</p> | <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>【35】 広報組織を充実し、大学情報を積極的に公開・提供する。</p> |
| <p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>【36】 総合的かつ長期的視点から、教育研究活動等に対応した適切な施設整備計画を策定する。</p> | <p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【36-1】 施設設備の点検・評価を踏まえ、効果的な施設利用を行い、施設マネジメントを進める。</p> <p>【36-2】 全学的長期的視点からの教育研究目標等を踏まえ、外部資金等の活用も含めて施設設備を整備する。</p> |
| <p>2 安全管理に関する目標</p> <p>【37】 安全・衛生を確保するために必要な体制を充実する。</p> | <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>【37-1】 安全・衛生管理体制等について全学的に点検を行い、必要な改善策を講じる。</p> <p>【37-2】 教職員及び学生等に対し安全・衛生に関する意識啓発を推進する。</p> |
| <p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>【38】 大学の目的や業務の公共性を自覚するとともに、法令を遵守し、適正な法人運営を行う。</p> | <p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>【38】 リスク管理体制を強化するとともに、研修等により役員及び教職員の法令遵守に関する意識の向上に取り組む。</p> |
| | <p>(その他の記載事項) (別紙に整理)</p> <p>○予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画○出資計画○短期借入金の限度額○長期借入金又は債券発行の計画○重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画○剰余金の使途○施設・設備に関する計画</p> |

| 中 期 目 標 | | 中 期 計 画 | |
|----------------|-----------|------------------------------------|------------------------------------|
| 別表（学部、研究科等） | | 別表（収容定員） | |
| 学部 | 教育学部 | 平成 22 年度 | 教育学部 1, 200人（うち、教員養成に係る分野△1, 200人） |
| 研究科 | 教育学研究科 | | 教育学研究科 114人（うち、修士課程△114人） |
| | 連合教職実践研究科 | | 連合教職実践研究科 120人（うち、専門職学位課程△120人） |
| 平成 23 年度 | 教育学部 | 教育学部 1, 200人（うち、教員養成に係る分野△1, 200人） | |
| | 教育学研究科 | 教育学研究科 114人（うち、修士課程△114人） | |
| | 連合教職実践研究科 | 連合教職実践研究科 120人（うち、専門職学位課程△120人） | |
| 平成 24 年度 | 教育学部 | 教育学部 1, 200人（うち、教員養成に係る分野△1, 200人） | |
| | 教育学研究科 | 教育学研究科 114人（うち、修士課程△114人） | |
| | 連合教職実践研究科 | 連合教職実践研究科 120人（うち、専門職学位課程△120人） | |
| 平成 25 年度 | 教育学部 | 教育学部 1, 200人（うち、教員養成に係る分野△1, 200人） | |
| | 教育学研究科 | 教育学研究科 114人（うち、修士課程△114人） | |
| | 連合教職実践研究科 | 連合教職実践研究科 120人（うち、専門職学位課程△120人） | |
| 平成 26 年度 | 教育学部 | 教育学部 1, 200人（うち、教員養成に係る分野△1, 200人） | |
| | 教育学研究科 | 教育学研究科 114人（うち、修士課程△114人） | |
| | 連合教職実践研究科 | 連合教職実践研究科 120人（うち、専門職学位課程△120人） | |
| 平成 27 年度 | 教育学部 | 教育学部 1, 200人（うち、教員養成に係る分野△1, 200人） | |
| | 教育学研究科 | 教育学研究科 114人（うち、修士課程△114人） | |
| | 連合教職実践研究科 | 連合教職実践研究科 120人（うち、専門職学位課程△120人） | |